

## 鳥取市重度障がい児者支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市重度障がい児者支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、重度障がい児者の受入れを行う社会福祉法人等に対して助成を行うことにより、重度障がい児者の活動を支援すること及び保護者の負担、不安を軽減すること並びに重度障がい児者の支援体制の充実を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 市は、前条の目的の達成に資するため、鳥取県重度障がい児者支援事業実施要綱（平成26年3月27日付け第20130024114号鳥取県福祉保健部長通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる事業実施主体に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる補助対象経費に充てるものとし、その額は、同表の第4欄に定める補助基準額により算定した額とする。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、本補助金の交付を受けようとする年度の6月20日までにしなければならない。ただし、年度途中で当該事業を開始しようとする場合は、別に定める。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

### (着手届を要しない場合)

第6条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同条第1号及び第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、別表第5欄に掲げるもの以外の変更とする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第12条による実績報告は、本補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 別表

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助基準額	5 補助事業の重要な変更
重度障がい児者支援事業	重度障がい児者に対して生活介護、放課後等デイサービス、短期入所事業による支援を行う社会福祉法人等	支援対象者を支援する生活介護事業所、放課後等デイサービス事業所又は短期入所事業所の運営に要する経費	(1) 重度障がい児者日中支援事業 ア 生活介護事業所 支援対象者1人当たり日額 2,900円 イ 放課後等デイサービス事業所 支援対象者1人当たり日額 1,900円	補助金の増額又は補助金の2割を超える減額
			(2) 重度障がい児者短期入所利用支援事業 支援対象者1人当たり日額 6,700円	

注 補助対象経費は、いずれも交付決定日の属する年度の4月1日から3月31日までのものを対象とする。